

通帳レス口座に関する特約規定

- 「通帳レス口座」のお取引については、本規定のほか、別に定める「普通預金規定」「総合口座取引規定」によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和3年6月10日公表)

第1条 (特約の適用範囲等)

- この特約は、「しんきん通帳アプリ」で利用する通帳レス口座に適用される事項を定めます。
- この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに、関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ①普通預金規定
 - ②総合口座取引規定

第2条 (通帳レス口座)

- 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」という。）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
- 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『しんきん通帳アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

第3条 (取扱店の範囲)

- 通帳レス口座は、原則として現金自動預金支払機のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預金支払機を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。
- 当金庫の窓口をご利用の場合、通帳レス口座の普通預金にかかる入出金取引は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。総合口座の定期預金にかかる取引は、預金口座を開設した店舗のみのお取引となります。

第4条 (入出金明細の確認)

- 通帳レス口座の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』によりご確認いただけます。
- 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

第5条 (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『しんきん通帳アプリ』により切替えることができるものとします。
- 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、『しんきん通帳アプリ』で確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、『しんきん通帳アプリ』での確認はできません。
- 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』で確認ができます。

第6条 (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。
- 各種事情により『しんきん通帳アプリ』のサービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。
- 有通帳への切替えは、原則として預金口座を開設した店舗の窓口での手続きとなります。
- 新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。

第7条 (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座の『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提示ができない場合は、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

第8条 (預金の払戻し等)

1. 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻し、または総合口座定期預金の解約をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座の『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
2. 前項の払戻しまたは解約等の手続に加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

第9条（通帳レス口座の解約）

1. 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
2. 通帳レス口座を解約した時点で、『しんきん通帳アプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
3. 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

第10条（特約の変更）

1. この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和3年6月20日現在)